

呉羽射水山ろく用水土地改良区

2025

令和7年7月15日

発行所

富山市西押川1571-2

呉羽射水山ろく用水土地改良区

TEL (076) 434-3366

FAX (076) 434-3342

E-mail: sanroku@ivory.plala.or.jp



豊かな大地を育む

水土里ネット呉羽射水山ろく 土地改良区だより

★どんぐり橋★



ご挨拶 理事長 庄司 昌弘

初夏の候、組合員の皆様をはじめ関係機関の方々にはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より当土地改良区の運営や施設の維持管理、事業推進に深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

呉羽射水山ろく用水土地改良区は、昭和45年の設立から今年度で55年目を迎えました。この地域は、流域が狭く常に水不足による干ばつ被害があり、農作物の収穫量は不安定でした。先人たちのおかげで現在では呉羽山西側に広がる丘陵地帯を主な受益地とし、「くれは梨」の産地としても知られ、米、野菜、果樹等の多様な農作物が生産可能な農業振興地域となっています。

水源となる古洞ダムからパイプラインで農業用水を供給しており、設立から半世紀以上が経過した今日、施設の老朽化対策や今後の維持管理が大きな課題となっています。

全国的にもインフラの老朽化が問題となっているなかで、農村の安全・安心の確保、農業基盤の整備や管理、農業の振興について組合員の皆さんと連携・協力しながら対策を強化するとともに、合併等も念頭におき、持続可能な土地改良区の組織体制の構築に取り組んでまいります。関係各位におかれましては、ご健勝で益々ご活躍されますことを心より祈念申し上げ、ご挨拶と致します。



◆理事会及び役員会会議開催の状況◆

年度	年 月 日	議 題
令和6年度	令和6年8月6日	・令和6年度工事の進捗状況について ・土地改良区検査について
	10月7日	・令和6年度下期の予定について ・令和6年度工事予定(追加2回目)及び工事発注方法、発注時期、契約方法について ・令和6年度工事の発注状況について ・土地改良法第132条に基づく土地改良区検査結果について ・滞納処分について
	12月5日	・令和6年度工事発注状況について ・幹線パイプライン水管橋修繕について ・小杉婦中線消雪について
	2月20日	・第56回通常総代会開催日程について ・第56回通常総代会提出議案の審議について ・令和6年度工事の発注状況について ・令和6年度工事予定(追加3回目) ・土地改良法第132条に基づく土地改良区検査結果(回答)について
令和7年度	4月10日	・令和7年度上期予定について ・令和7年度工事予定について ・令和7年度工事発注方法及び発注時期について ・土地改良区体制強化基本計画について ・池多管内管排水路工事の趣旨について ・役員補欠選挙について ・滞納処分申請について
	6月23日	・第53回臨時総代会開催日程について ・第53回臨時総代会提出議案の審議について ・役員補欠選挙の日程について ・小杉婦中線の消雪について ・滞納処分申請の経過について



◇総代会開催状況◇

第56回 通常総代会

- 令和7年3月10日
午後1時30分より開催
- 出席者数 36名
- 提出議題
 - ・令和6年度事業報告
 - ・令和6年度土地改良事業計画
変更(追加)について
 - ・令和6年度一般会計補正収支予算について
 - ・令和7年度土地改良事業の計画について
 - ・令和7年度一般会計収支予算について
 - ・令和7年度貯金の預け入れについて
 - ・令和7年度予算の款内流用について他承認事項4件



1 1 議案を原案通り議決しました。

第53回 臨時総代会

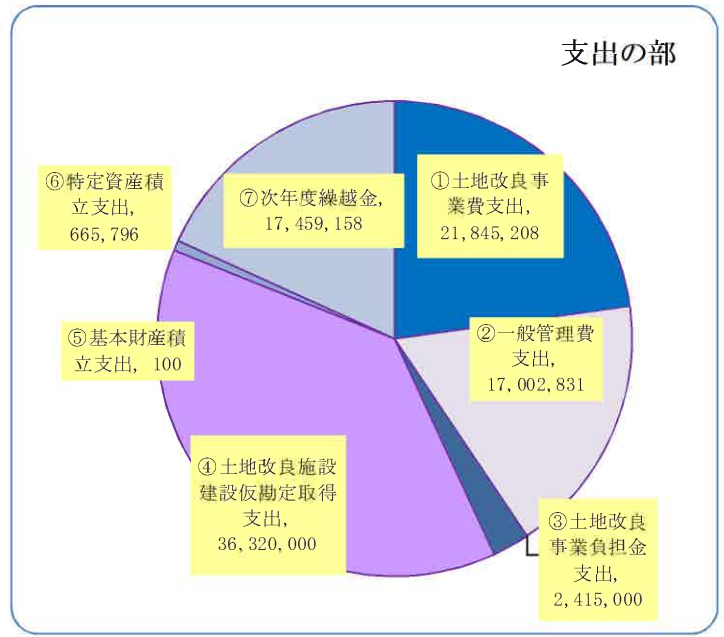
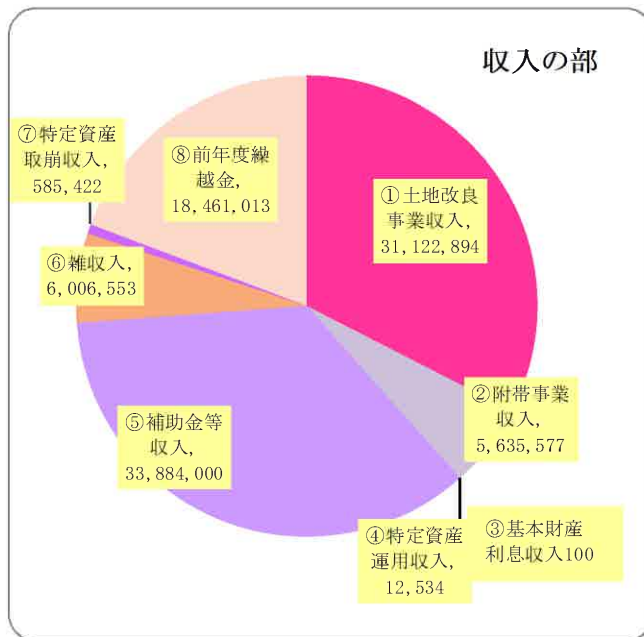
- 令和7年7月10日
午前9時00分より開催
- 出席者数 37名
- 提出議題
 - ・令和6年度事業報告
 - ・令和6年度一般会計
収支決算について
 - ・令和6年度財産目録について
- 役員補欠選挙(午前11時より)
第3選挙区 理事1名

3議案を原案通り議決しました。

◇令和6年度 一般会計収支決算書◇ 単位:円

収入合計 95,708,093

支出合計 95,708,093



◇令和6年度 財産目録◇ 単位:円

種 目		金 額	種 目		金 額
資産の部	流動資産	18,205,169	負債の部	流動負債	624,521
	固定資産	2,859,119,828		固定負債	4,358,400
	合計	2,877,324,997		合計	4,982,921

◇令和6年度 貸借対照表◇ 単位:円

科 目		金 額	科 目		金 額
資産の部	流動資産	18,205,169	負債の部	流動負債	624,521
	固定資産	2,859,119,828		固定負債	4,358,400
	繰延資産	0		負債合計	4,982,921
資産合計		2,877,324,997	正味財産の部	指定正味財産	2,341,550,727
				一般正味財産	530,791,349
				正味財産合計	2,872,342,076
			負債及び正味財産合計		2,877,324,997

★令和7年度 土地改良事業計画★

事業名	地区名	事業量	事業費
1.県営農村地域防災減災事業	射水池多	ため池工 1.0式	88,000千円
2.県単独土地改良事業	富山市西押川	水路工 1.0式	2,100千円
3.県単独土地改良事業	富山市三熊	水路工 L=78m	3,100千円
4.県単独土地改良事業	富山市吉作	水路工 L=30m	1,900千円

☆令和7年度 一般会計収支予算書☆

収入支出合計 74,719千円

収入の部			支出の部		
科目	本年度予算額	前年度比較	科目	本年度予算額	前年度比較
①土地改良事業収入	26,515	-4,672	①土地改良事業支出	32,875	2,055
②附帯事業収入	5,634	0	②一般管理費支出	27,740	4,704
③基本財産運用収入	1	0	③土地改良事業負担金支出	2,300	-200
④特定資産運用収入	15	7	④土地改良施設建設仮勘定取得支出	7,100	-29,220
⑤補助金等収入	9,503	-24,381	⑤附帯事業施設建設仮勘定取得支出	0	0
⑥雑収入	1,955	-3,451	⑥建設仮勘定取得支出	0	0
⑦基本財産取崩収入	0	0	⑦基本財産積立支出	1	0
⑧特定資産取崩収入	12,646	7,699	⑧特定資産積立支出	795	116
⑨繰越金	18,450	-11	⑨雑支出	0	0
			⑩繰越金	0	0
			⑪予備費	3,908	-2,264
合計	74,719	-24,809	合計	74,719	-24,809

☆令和7年度 一般会計賦課金単価☆

算出基準日(令和6年4月1日現在)

種 目	10a当り単価		発 行	納 期
経常賦課金	田 畑	4,300円	1期 令和7年 7月25日	令和7年 8月5日
			2期 令和7年11月25日	令和7年12月5日

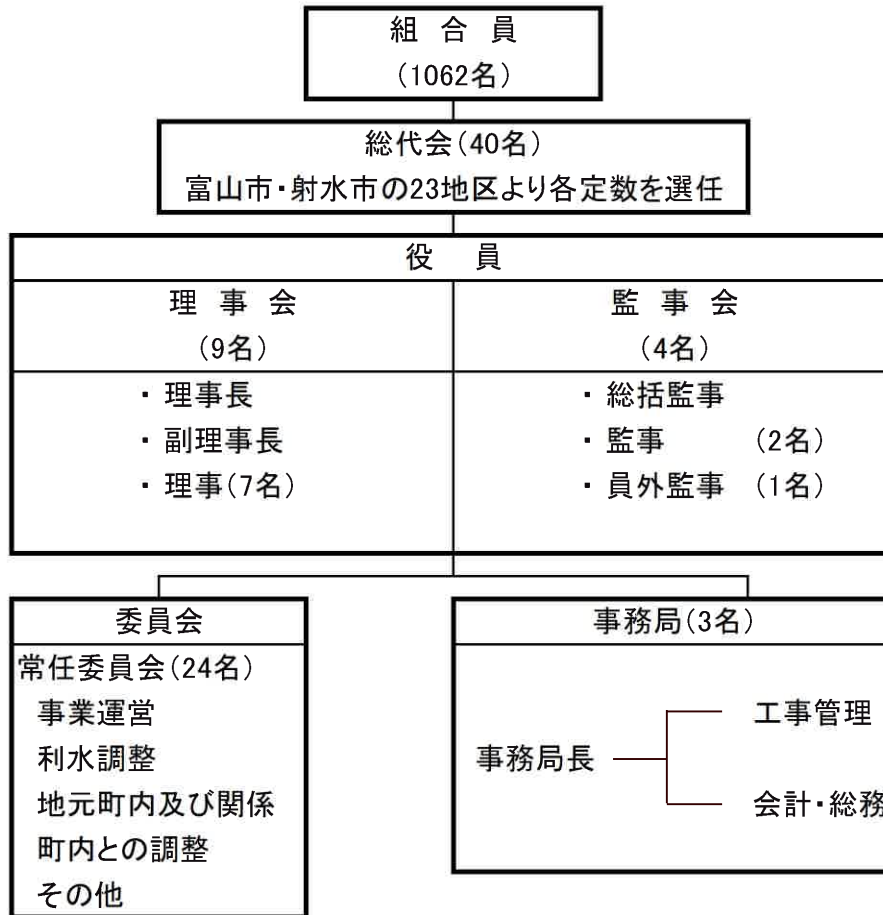
賦課金算出基準日

賦課金は令和7年4月1日現在の土地原簿により算出しております。
転用や売買等面積の変更が生じましても今年度の賦課金額は変わりません。

◆令和7年度 農地転用地区除外決済金◆

一般会計 (田、畑)	維持管理決済金	1m ² 当り 180円
---------------	---------	-------------------------

組織図



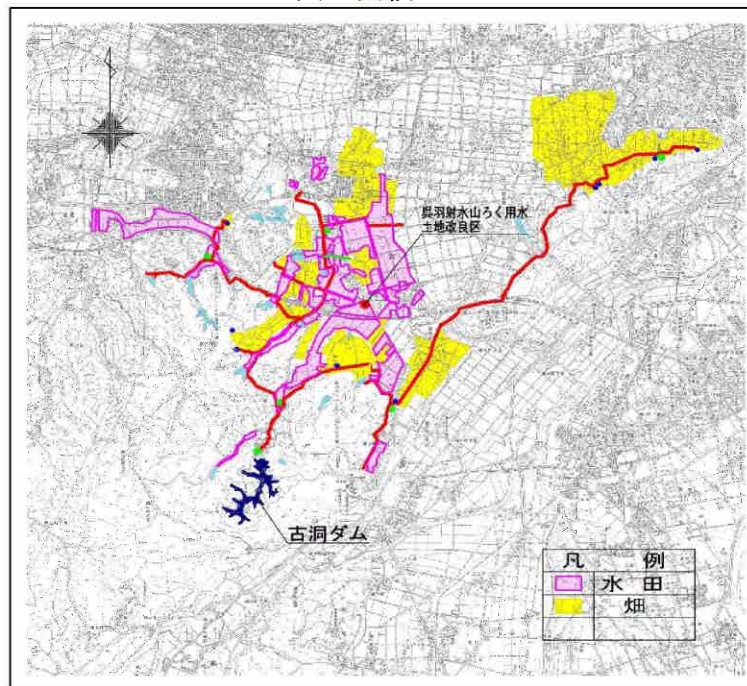
※総代及び役員は4年毎に改選

- ・ 総代 令和8年11月13日 まで
- ・ 役員 令和8年10月28日 まで

呉羽射水山ろく用水土地改良区受益地

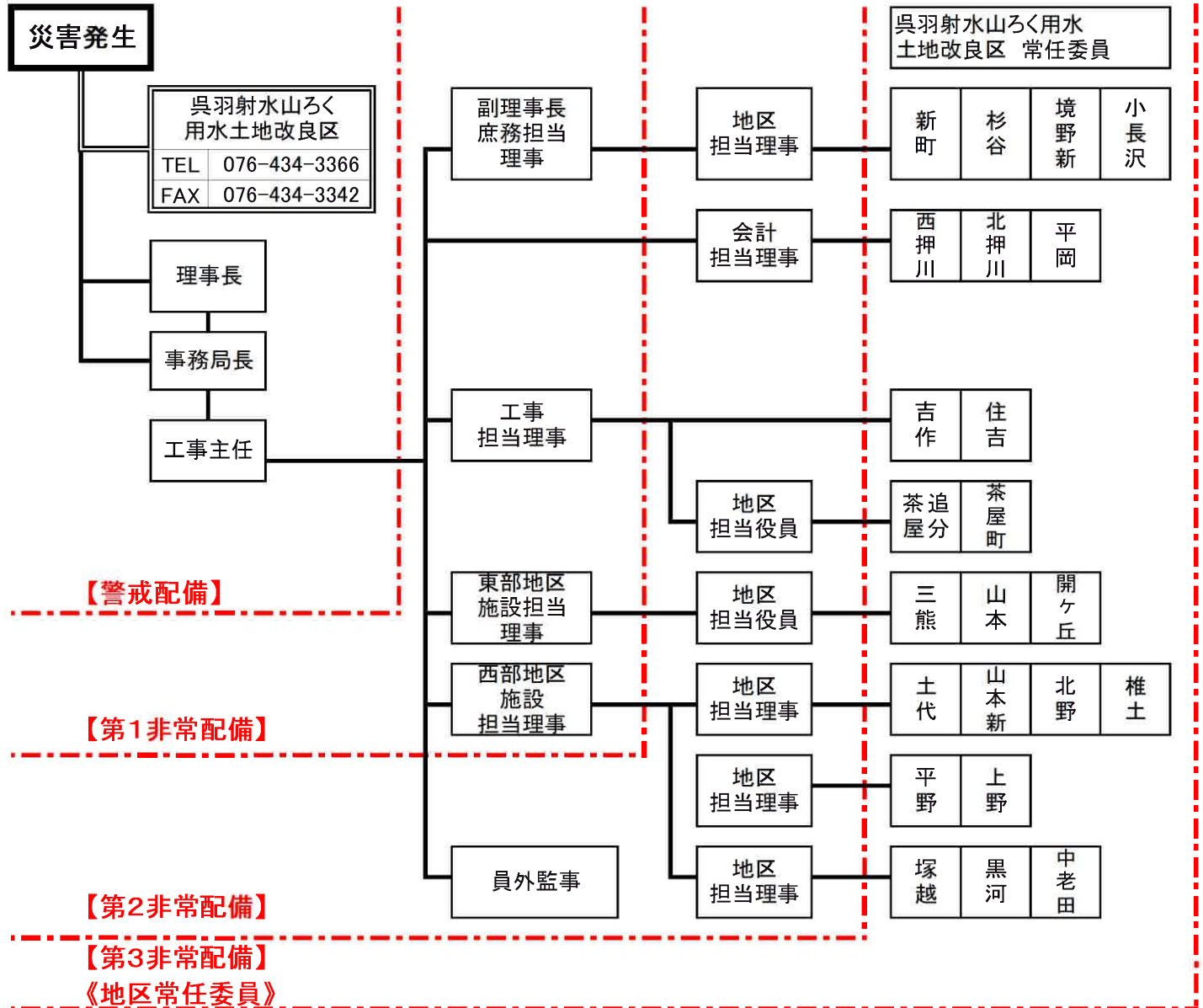
受益面積

A= 541ha



呉羽射水山ろく用水土地改良区 災害発生時の連絡体制

令和7年度版



非常配備基準

1. 地震時

種別	配備基準	配備体制
警戒配備	① 県内で震度3の地震発生	理事長が、要否を判断し、連絡する
	② 近隣の県で震度6弱以上の地震発生	
第1非常配備	① 県内で震度4の地震発生	維持管理担当理事及び常任委員長理事
	② 理事長が必要と認めたとき	
第2非常配備	① 県内で震度5弱または5強の地震発生	役職員全員
	② 理事長が必要と認めたとき	
第3非常配備	① 県内で震度6弱以上の地震発生(※災害対策本部自動設置)	役職員全員及び地区常任委員全員
	② 理事長が必要と認めたとき	

2. 風水害時

種別	配備基準	配備体制
警戒配備	① 各種注意報が県下に発表されたとき	理事長が、要否を判断し、連絡する
第1非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき	維持管理担当理事及び常任委員長理事
	② 理事長が必要と認めたとき	
第2非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警戒が県下に発表されたとき	役職員全員
	② 理事長が必要と認めたとき	
第3非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生かると予想されるとき	役職員全員及び地区常任委員全員
	② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ理事長が必要と認めたとき	

◆県営農村地域防災減災事業◆
(ため池整備事業) ◆工事写真◆

◆勅使ヶ池◆

◆着工前◆



◆工事中◆



土地改良区への通知義務について

◆組合員資格得喪届◆

- ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合
- ・組合員の死亡により、農地を相続した場合
- ・住所や組合員名を変更する場合
- ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合

※この届け出により当土地改良区
の組合員名簿及び土地台帳等
が変更されます。

届出がないと賦課金徴収は従来
の組合員のままとります。

◆農地転用の申請・届出について◆

農地を宅地等に転用するため、農業委員会に申請する場合は、事前に土地改良区の意見書が必要です。

◆用水路等の施設を他目的に使用するとき◆

宅地への車の乗入れ等の為に、用水路等に橋をかけたい時には事前に土地改良区へ申請許可が必要です。

★令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました★

詳細は、法務省のホームページを確認してください。

1. 相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の
取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。(抜粋)

★ 令和6年度工事完成写真 ★

県単独土地改良事業

着工前



◆北押川◆

事業費 : 8,000,000円
工事内容 : 安全柵
(ガードレール)
事業量 : 432m

完成



着工前



◆緊急金山②◆

事業費 : 4,200,000円
工事内容 : 用排水路整備
事業量 : L=1.0式

完成



着工前



◆緊急茶屋町◆

事業費 : 8,400,000円
工事内容 : ポンプ修繕
事業量 : 1.0式

完成



「農業用水路への転落事故に注意しましょう!!」

児童・高齢の方への危険箇所の声かけ
慣れた道でも暗いところは注意!
身近な水路でも十分な安全確認を!



熱中症対策してますか!



★改良区からのお知らせ★

古洞の貯水量が、40%
を切りました。
節水にご協力ください

新役員の紹介

椎土 西野 勉

